

生活福祉資金の沿革(2)

平成2年 (1990年)	<p>「世帯更生資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更</p> <p>在宅福祉を推進する観点にたつて日常生活上の要介護老人のいる世帯の所得制限の緩和、知的障害者世帯の所得制限の撤廃を行うとともに名称を変更。</p>
平成8年 (1996年)	<p>福祉資金の中に中国残留邦人等国民年金追納費を追加</p>
平成12年 (2000年)	<p>療養資金の対象者の拡大</p> <p>介護保険制度の施行に合わせ、介護保険サービスを受けるために必要な資金の貸付を行うよう、貸付対象を拡大した。療養資金は「療養・介護資金」に名称を変更。</p>
平成13年 (2001年)	<p>離職者支援資金の創設</p> <p>総合雇用対策の一環として失業者に対する離職者支援資金を貸し付ける制度を創設した。</p>
平成14年 (2002年)	<p>長期生活支援資金、緊急小口資金の創設</p> <p>低所得の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えることを目的とした緊急小口資金を創設した。</p>
平成18年 (2006年)	<p>療養・介護資金の対象者の拡大</p> <p>障害者自立支援法への対応を図るため、障害福祉サービス等受給のために必要な経費の貸付を行うよう貸付対象を拡大した。療養・介護資金は「療養・介護等資金」に名称を変更。</p>
平成19年 (2007年)	<p>要保護世帯向け長期生活支援資金の創設等</p> <p>要保護の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける要保護世帯向け長期生活支援資金を創設した。また、多重債務を未然に防ぐ観点から緊急小口資金の貸付上限額を5万円から10万円に引き上げ、住宅資金を福祉資金に統合した。</p>